

**東京 2020 大会時の交通混雑緩和に向けた
ストックヤード利用事業者募集要項
【大井地区】
《都度貸し》**

令和3年4月14日

東京都港湾局
東京港埠頭株式会社

目 次

第1	目的	P2
第2	実施内容	P2
	1 実施場所	
	2 実施期間	
	3 利用時間	
	4 実施区画	
	5 利用料金	
	6 スtockヤードについて	
	7 運用（駐車）ルール	
第3	応募条件	P5
第4	応募方法及び事業の流れ（大井地区）	P6
第5	免責及び賠償等	P6
第6	その他	P7

第1 目的

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）開催時には、臨海部の主要道路などで大会関係車両と港湾関係車両の輻輳による交通混雑が発生することが懸念されています。

このため、東京都、国及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）は、東京 2020 大会の円滑な大会運営・輸送の実現と経済活動の維持との両立を図るため、交通需要を抑制する「2020TDM 推進プロジェクト」に取り組んでいます。東京港としても大会開催時における円滑な港湾物流を確保するためには、港湾関係車両の交通量の抑制と分散化が必要となります。

そこで、港湾関係車両の輸送時間帯の分散化等を図るため、東京 2020 大会時の交通混雑緩和に向けた 24 時間利用可能な貨物の一時保管場所（以下「ストックヤード」という。）を大井地区、城南島地区、青海地区、中央防波堤外側地区（以下「中防外地区」という。）の計 4 か所に設置し、交通需要の少ない早朝・夜間における貨物の配送を積極的に促進いたします。

本要項においては、ストックヤード設置期間中、1 日単位で利用できる大井地区の利用事業者を募集します。

【参考：2020TDM 推進プロジェクトについて】

東京都、国及び組織委員会が事務局となり、東京 2020 大会の円滑な大会運営・輸送の実現と経済活動の維持との両立を図るため、交通需要を抑制する取組のこと。

HP：<https://2020tdm.tokyo/>

第2 実施内容

1 実施場所（位置図は別紙 1 のとおり）

東京都大田区東海四丁目 1 番 7 号

※大井地区で現在運用している T S Y（東京港ストックヤード）は一時的に運用を中止し、運用ルールを一部変更して実施いたします（6 ページ参照）。

2 実施期間

令和 3 年 7 月 1 日（木）から令和 3 年 9 月 30 日（木）まで

※10 月 1 日（金）午前 8 時完全搬出

※大井地区は日々の需要の変動に対応するため、1 日単位（都度貸し）の区画割当となります。

3 利用時間

24 時間利用可能

※利用開始時間：7 月 1 日（木）午前 8 時 30 分から搬入可能

※利用終了時間：10 月 1 日（金）午前 8 時完全搬出

4 実施区画
186区画

5 利用料金
無料

6 スtockヤードについて

(1) 本事業で目指す配送形態

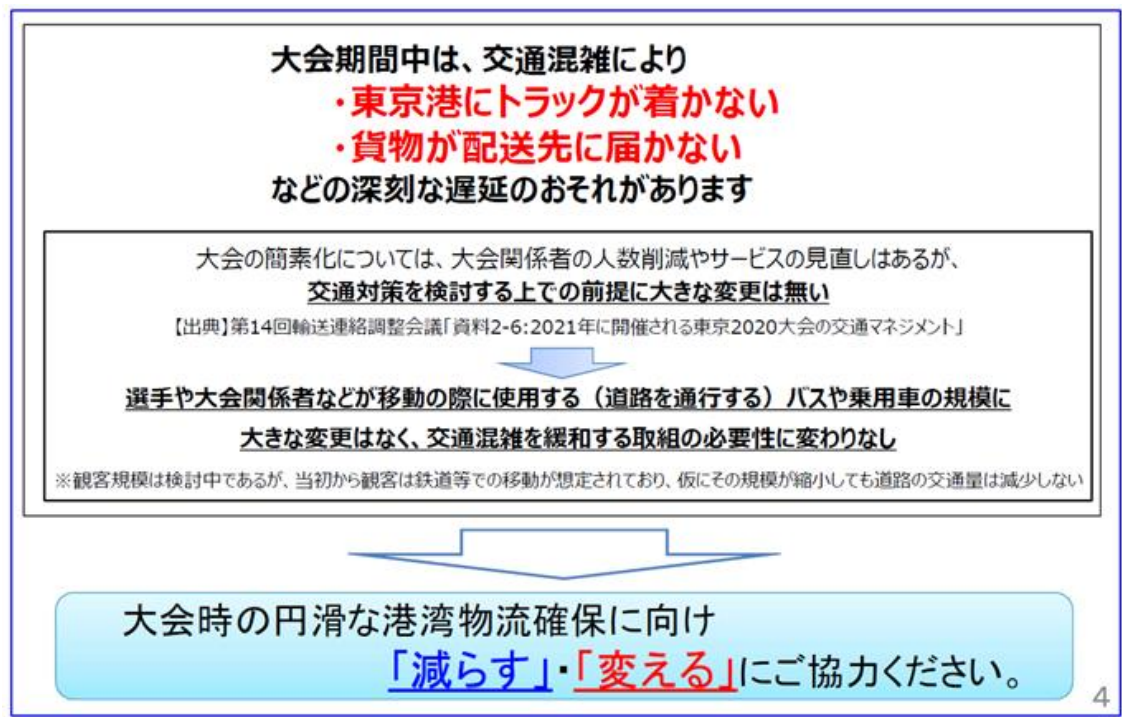
東京都、国及び組織委員会では「2020TDM 推進プロジェクト」として、交通需要の抑制・分散化への協力を企業の皆様をお願いしています。そこで、交通需要の分散化の手段のひとつとして、ストックヤードを設置します。

日中は、特に東京 2020 大会開催時の都内交通混雑が見込まれる時間帯であることからコンテナターミナルとストックヤード間の輸送を推奨します。

一方、夜間・早朝は、都内交通混雑の影響や自動車総台数が比較的少なくなる時間帯であることから、この時間を活用しストックヤードから荷主等への配送を行ってください(配送時間を夜間・早朝にシフト)。

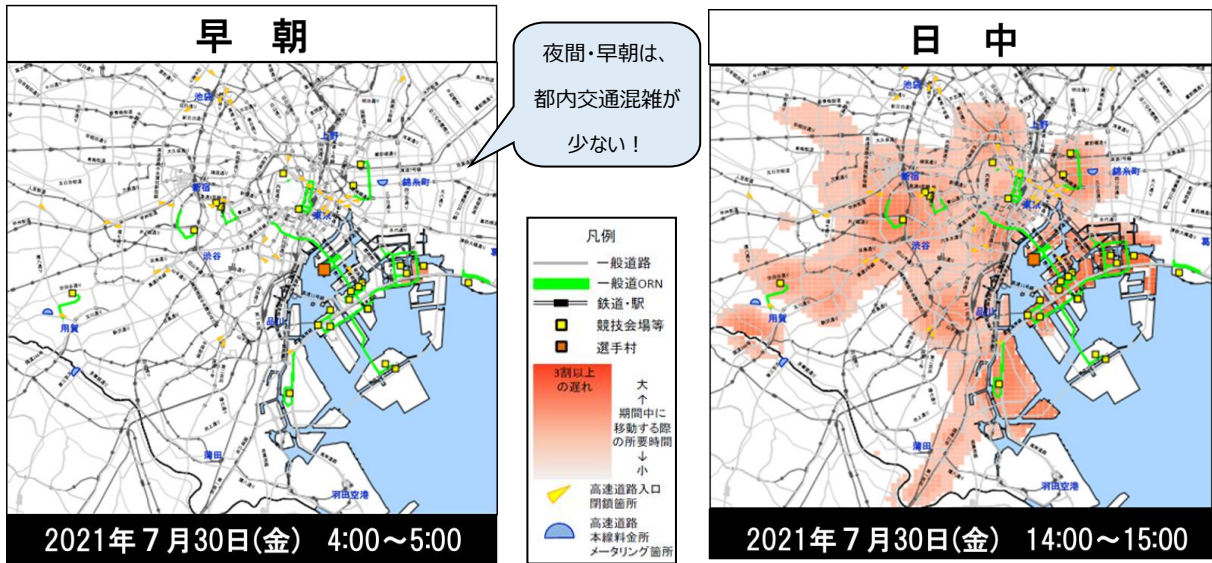
こうした取組により、日中の都内交通需要を夜間・早朝に分散していき、各事業者における配送の確実な実施に取り組んで頂きます。

<東京港における 2020 大会への取組について>



※出典：(東京港における2020大会への取組について) URL: https://2020tdm.tokyo/siryou_pdf/kouwan_20210317.pdf

<大会輸送影響度マップ>



※このマップは2020T DM推進プロジェクト運営事務局が、一定の前提をおき、何も交通対策を行わない場合に生じる影響に関する情報をまとめたものです。必ずしも当日の交通状況を正確に表現したものではありません。大会時の行動をあらかじめ検討する際の参考としてご利用ください。本マップの作製にあたり、開・閉会式、路上競技実施時の状況、大会期間中の交通規制、TDMによる交通量の低減等、検討中であり、現時点で反映できていない交通条件があります。条件が確定したのから反映していきますので、今後変更が生じることご留意ください。

(2) ストックヤード利用イメージ

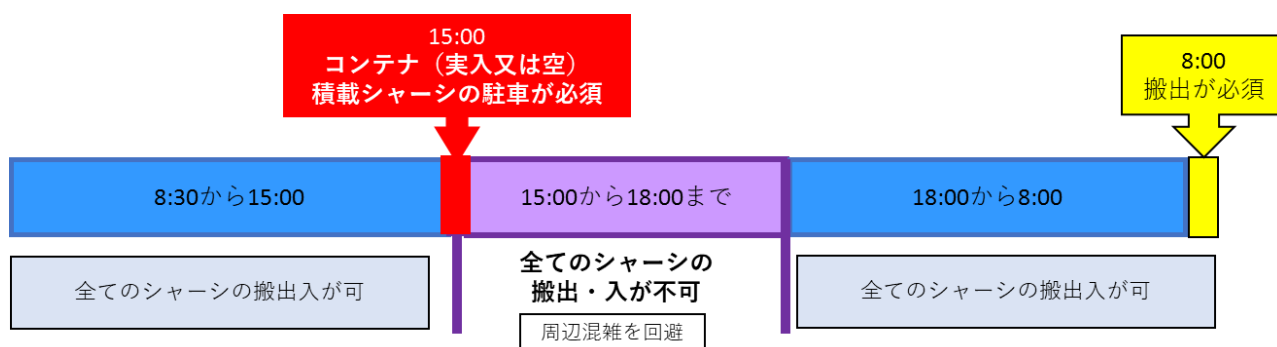
- ・ 都内交通混雑が予想される日中の時間帯やコンテナターミナル混雑時間（午後2時から午後4時30分）以外の時間帯にコンテナターミナル等からコンテナを搬出し、ストックヤードに仮置きをする。
- ・ 東京2020大会の交通需要の少ない夜間・早朝の時間帯に仮置きしたコンテナを荷主や車庫等に配送する。



7 運用（駐車）ルール

時間	駐車ルール
日中 15時まで	特になし 「実入コンテナ（実入）積載シャーシ」、「空コンテナ（空）積載シャーシ」、「コンテナ未積載（ホネ）シャーシ」など全ての種別のシャーシの搬出入（駐車）が可能です。
15時 (判定時間)	平日15時時点で「コンテナ（実入又は空）積載シャーシ」を駐車していること ・15時時点で駐車しているコンテナ（実入又は空）積載シャーシは、18時まで搬出できません。
18時以降 夜間・早朝	15時時点で駐車した「コンテナ（実入又は空）積載シャーシ」は18時以降の夜間・早朝の時間帯にストックヤードから搬出してください。 ・搬出後は「実入コンテナ（実入）積載シャーシ」、「空コンテナ（空）積載シャーシ」、「コンテナ未積載（ホネ）シャーシ」など全ての種別のシャーシの搬出入（駐車）が可能です。 ・大井地区は1日単位の利用のため、翌朝8時まで完全に搬出してください。 ・2日間連続で同じ区画が確定している場合は、利用日の翌午前8時に搬出せずに連続して利用することが可能です。 ・翌日が土曜日・日曜日・祝日であれば翌平日午前8時まで継続して利用することが可能です。

【ストックヤード運用ルール説明図（大井地区：都度貸し）】



・ 運用ルール適用日

平日のみ（土曜日、日曜日及び祝日は本ルールを適用せず、区画利用者が割当区画を自由に使用できます。）

第3 応募条件

次の条件を満たす事業者の方がストックヤードに応募することができます。





- (1) 一般貨物自動車運送事業の許可を受け、東京港を利用している運送事業者であること。
- (2) 東京 2020 大会時における日中の都内交通量を抑制し、コンテナターミナルの混雑の平準化を図るため、交通量の少ない夜間・早朝の配送に協力する意欲がある事業者であること。
- (3) 本要項に記載する内容や関係法令を遵守の上、施設を利用することのできる事業者であること。

第4 応募方法及び事業の流れ（大井地区）

大井地区で現在運用しているT S Y（東京港ストックヤード）は実施期間中運用を中止し、「T S Y（東京港ストックヤード）運用マニュアル【東京 2020 大会版】」（別紙 2）に基づき実施いたします。

なお、大井地区の利用申込には事前にT S Y予約システムのログインID・パスワードが必要となります。ID等の申請方法や区画申込方法などの詳細は、「T S Y（東京港ストックヤード）運用マニュアル【東京 2020 大会版】」（別紙 2）をご覧ください。

【大井地区の手続きのスケジュール】

時期	応募方法及び事業の流れ	
	内容	備考
区画利用希望日の 1か月前	申込開始	申込には事前にT S Y予約システムのID・パスワードが必要
		
区画利用希望日の 4日前の午後1時	募集締切	利用4日前が土日祝日の場合はその前日
		
区画利用希望日の 4日前の午後2時	区画割当（抽選）	利用4日前が土日祝日の場合はその前日
		
区画利用希望日の 4日前の午後2時以降	空き区画の予約開始	区画に空きがあれば先着順で予約可
		
区画利用日	区画の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2日間連続で区画が確定した場合は、利用日の翌午前8時に搬出せずに連続して利用可能 ・ 翌日が日曜日・祝日であれば翌平日午前8時まで継続利用可能

【参考：T S Y（東京港ストックヤード）について】

大井地区（大田区東海四丁目）に設置している輸入実入引取りコンテナを積載したシャーシの仮置き可能な場所として稼働することで、宵積み貨物引き取りのピークタイム（午後2時から午後4時30分）を避けた実入コンテナの搬出を促進・搬出時間の平準化を図り、東京港の渋滞緩和を目的とした取組のこと（平成29年3月から実験的に実施）。

東京港ストックヤードHP：<https://www.tokyoport-stockyard.com/>

第5 免責及び賠償等

- 1 東京都及び東京港埠頭株式会社（以下「都及び埠頭会社」という。）は、本施設内において事故が発生し又は発生するおそれがある時または管理運営上必要と認められる場合は、車両

の移動その他必要な措置を講じることがあります。

- 2 都及び埠頭会社は、以下の①～④に該当する場合は、本事業の運営を休止又は中止できるものとします。その際に、都及び埠頭会社は本事業の運営を休止又は中止により生じた一切の損害賠償義務及びその他一切の責を負わないものとします。
 - ① T S Y予約システムの保守、工事を行う場合。
 - ② T S Y予約システムに障害が発生した場合。
 - ③ 地震、火災、停電、洪水、津波、噴火、暴動、騒乱、戦争、その他の非常事態により本事業の運営を行うことができなくなった場合。
 - ④ その他都及び埠頭会社が「第1 目的」に掲げる事業目的を達成することが困難であり、休止又は中止がやむを得ないものであると判断した場合。
- 3 都及び埠頭会社は、本要項にて定める必要な措置を講じた場合及び天災その他不可抗力によって発生した第三者を含む利用者又は利用者間で生じた損害について、責任を一切負わないものとします。
- 4 利用者は、本要項もしくは本施設内に掲出された規定に違反した場合、または故意もしくは重大な過失により本施設の設備を破損させた場合、それにより第三者を含む他の利用者及び都及び埠頭会社が被った損害(その結果本施設の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。)を賠償するものとします。
- 5 利用者は、上記「1 及び3」にて定める行為による駐車位置の変更等によって費用(移動費用等実損諸費用を含む)が発生した場合についてもこれを賠償するものとします。

第6 その他

- 1 応募書類の虚偽記載や運用ルール違反などがあった際は、利用を取り消す場合があります。
- 2 割り当てられた区画以外への駐車はご遠慮ください。
- 3 火薬類や高圧ガスなどの危険品を積載したコンテナ及び自家用発電機、オーバーワイドコンテナ積載シャーシの本施設への持ち込みは禁止します。
- 4 申込数が募集区画に満たなかった場合は、再募集を実施する場合があります。
- 5 P Cメール等を受信制限している場合は受信制限を解除いただくか、ドメイン指定受信などを設定している場合は、東京港埠頭株式会社からのメールを受信できるように設定してください。

東京港埠頭株式会社ドメイン : @tptc.co.jp

- 6 本事業において、東京都暴力団排除条例(平成23年3月18日東京都条例第54号)の施行に伴い、暴力団関係者等の排除に関する事項を以下(1)から(3)の通りとします。
 - (1) 都及び埠頭会社は、利用者が東京都暴力団排除条例(平成23年3月18日東京都条例第

54号)に定める暴力団関係者又は東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者(ただし、排除措置期間中に限る。)(以下「暴力団関係者等」という。)であることが判明した場合は、本事業の利用を今後一切禁止することができます。この場合においては、何ら催告を要しないものとします。

- (2) 利用者は、暴力団関係者等に本事業に係る利用権利の全部又は一部を委託することはしてはなりません。都及び埠頭会社は、利用者が暴力団関係者等に利用権利を譲渡していたことが判明した場合には、利用者に対して、今後一切本事業の利用を禁止し、その他必要な措置を求めることができます。これにより利用禁止を行った場合の一切の責任は、利用者が負うものとします。
- (3) 利用者は、本事業の利用に当たって、暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく都及び埠頭会社、警視庁管轄警察署へ通知しなければなりません。

7 申込事業者情報は当該事業の事務連絡や運営管理、統計分析のために使用します。

また、東京港関係事業のご案内を送付させていただく場合があります。

なお、本事業終了後に集計処理をした上で個人・個社が特定されない情報については公表する場合がありますが、企業名・担当者名・連絡先などの個人・個社が特定される情報を公開することはありません。

【問い合わせ先】

■ スtockヤードへの申込・運用方法について

東京港埠頭株式会社営業企画部営業企画課 電話：03-3599-7340

Email：futo5@tpc.co.jp 担当：佐藤・庄司

■ Stockヤードの制度全般について

東京都港湾局港湾経営部振興課 電話：03-5320-5547

担当：岡本・西島・須崎